- 1

資料1-3

## 運営主体について

運営主体に「求める姿」

- ○施設管理に加え、催事の企画運営、まちなかイベントとの連携などソフト面に強い
- 〇特に学会や国際会議などのコンベンション機能については、<u>誘致、宿泊、アフターコンベンションなど、</u> 高度かつ多様な業務をこなせる
- ○県外事業者も含める

# 運営方法について【福島型管理運営事業】

1. 民間の専門性や創意工夫を最大限に活用できること

指定管理者制度 + 公共施設等運営権制度

- ⇒公の施設としての公共性を確保したうえで、民間の専門性や創意工夫を生かすことが可能
- 2. コンベンションを開催するにあたって開業2~3年前から誘致活動(開業準備)できること

EOI(Early Operator Involvement)方式 早期からの運営者関与

- ⇒早期に管理運営主体を選定し、市と施設理念を共有しながら、ともに開業準備を行うことにより開館直後から 交流・集客機能を発揮することが可能
- ~ これまでの経過と今後の予定 ~

R4. 12月 「福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」を制定 R5.2月~ 審査委員会 管理運営方式/実施方針案/要求水準書案などについて協議

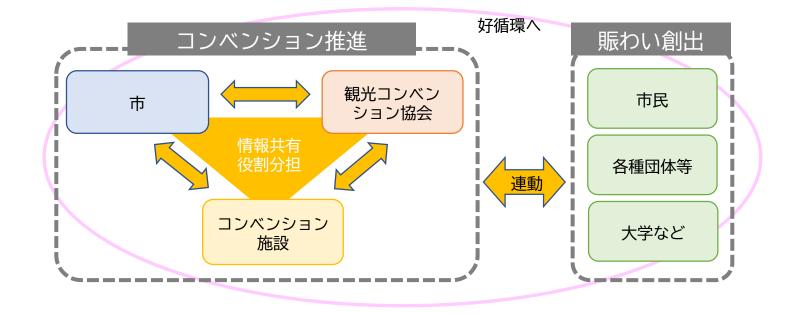
施設方針・設計の進捗を見ながら、施設取得のための予算案を提出し、議決後、運営主体を公募する見込み

### (1)コンベンション誘致活動

- ○商談会への出展や、大学の教員や研究者へ の訪問による誘致セールスの展開
  - ・誘致活動〈R1〉22件→〈R5〉93件(1月末現在)
  - ※施設の開業遅れにより、機会逸失が生じるなど、営業誘致に支障

### (2)コンベンション開催支援

- ○開催に対する補助やエクスカーション支援の 実施
- ○福島競馬場などユニークベニューの活用、会場でのくだもの販売による風評払拭、子ども向け講演会の開催など、本市ならではの開催 支援
  - ・開催実績〈R1〉22件
    - → 〈R5〉24件(1月末現在)



# (3)コンベンション推進体制の強化

- ○市と観光コンベション協会が中心となり、さらなる 誘致に繋げるため体制強化
- ○令和6年度はMICE戦略を策定するなど、より多くの関係者と共にまち全体で推進するための基礎を 構築
- ○市の組織体制を「コンベンション施設整備課」から 「コンベンション推進課」へ

#### (4)街なかの賑わい創出

- ○街なかへ出店する際の家賃や工事費の一部を補助するとともに、若者などの各種団体等が実施するイベント開催を支援し、年間を通じて切れ目のない賑わいを創出
  - ・まちなか賑わい創出プロジェクト 〈R4.7月〉11団体 → 〈R6.1月〉72団体
  - ・イベント補助の実績(まちなかエリア)〈R4〉35件 → 〈R5〉44件(1月末現在)
  - ・空き店舗への出店等支援 (再生リノベーション支援・空き店舗出店支援) 〈R2~R6.1月〉累計111件 ※重複を除いた実数